

第22回なかどまりまつり 中里地域・小泊地域

参加者募集中!!

★各入賞者には**賞品**があり、もれなく**参加賞**もあります!

中里地域

開催日: 令和8年8月11日(火・祝)

小泊地域

開催日: 令和8年8月14日(金)



誰でもOK

先着20組

2コーラスまで

中里・小泊地域

中里地域 令和8年8月11日(火・祝)

時間: 16:00~17:00(受付時間15:30~)

場所: 中泊町役場駐車場内 特設会場

小泊地域 令和8年8月14日(金)

時間: 17:20~18:20(受付時間16:00~)

場所: 小泊マリパーク内 特設会場



参加資格
中学生以上

先着6チーム
(1チーム3名)

チーム編成
男女混合可

小泊地域のみ

【競技方法】

3名1チームの団体戦とし、
トーナメント戦又はリーグ戦

時間: 13:10~ (受付時間12:30~)

場所: 小泊マリパーク 海水浴場



参加資格
小学生以上

先着10チーム
(1チーム2名)

チーム編成
男女混合可

小泊地域のみ

【競技方法】

トーナメント戦又はリーグ戦。
大型うきわ(フロート)を使い、乗り手・引き手に分かれて、
海に落とさず早くゴールした方が勝ち!

時間: 13:50~ (受付時間12:30~)

場所: 小泊マリパーク 海水浴場



参加資格
小学生以下

先着50名

小泊地域のみ

【競技方法】

砂浜に置かれたカードの中から‘海の幸’が
書かれたカードを探して、好きな宝箱へダッシュ!
箱の中にあるお宝が書かれたカードと景品を交換します!

時間: 14:30~ (受付時間12:30~)

場所: 小泊マリパーク 海水浴場

■注意事項 ・各競技の不慮の事故については、主催者側では責任は負いませんので、ご了承ください。
・当日の天候次第で競技内容を一部変更することがあります。

■募集締切 : 令和8年8月12日☎ ※申込状況によっては当日参加も可能です!!

主催: 中泊町 主管: なかどまりまつり実行委員会

●お問合/お申込: なかどまりまつり実行委員会事務局 (株)アクトプラン ☎ 57-5720

第22回 なかどまりまつり 行事日程

【中里地域 8月11日(火・祝)】 司会 横山ひでき

場所：中泊町総合文化センター「パルナス」ホール・役場駐車場内特設会場

時 間	内 容	場 所
13:00 }	～オープニング～ 宮川獅子舞【中里小学校伝承部】	パルナス ホール
13:20	園児パフォーマンス【中里・薄市・富野こども園】	
14:00	ソリッソ中泊吹奏楽団・中里中学校吹奏楽部 演奏会	
15:45	～お楽しみ抽選券配布～ 配布場所：特設会場本部テント	(屋外) 特設会場
16:00	カラオケのど自慢大会	
17:00	お楽しみ抽選会 ※15:45～抽選券配布	
18:00 }	ショータイム!! 中里三味線会 / 中泊町健康ダンス「べえ子ちゃん」 インドネシアの踊り子 / 下前権現太刀振り保存会	
19:00	マーメイドシスターズ / 小泊婦人会	
18:30	ねぶた運行【湯らぱーく前→派立通り→紅葉坂通り→まつり会場】	
19:00	みんなで踊ろう!! 「なかどまり音頭」「なにもささ踊り」	
19:40	ねぶた囃子 合同演奏	
20:00	打上花火	

※雨天時は縮小した内容で【パルナスホール】にて開催いたします。

【小泊地域 8月14日(金)】 司会 横山ひでき

場所：小泊マリンパーク内 海水浴場／特設会場

時 間	内 容	場 所
12:30	海上競技エントリー受付(定員次第終了、随時エントリー可)	海水浴場
13:00	～オープニング～	
13:10	海上相撲	
13:50	うきわでGO!	
14:30	トレジャーハンティング! (宝探し) 小学生以下50名	
15:30	～お楽しみ抽選券配布～ 配布場所：特設会場本部テント	特設会場
16:00	園児パフォーマンス【こどまり保育園】	
16:20	ショータイム!! 下前権現太刀振り保存会 / マーメイドシスターズ 花柳穂紀桜会 / 中里横笛愛好会	
17:20	カラオケのど自慢	
18:20	お楽しみ抽選会 ※15:30～抽選券配布	
19:00	「なかどまり音頭」「こどまり音頭」「徐福音頭」踊り	
19:30	打上花火	

※雨天時は縮小した内容で【すくすくこどまり館 レクリエーションルーム】にて開催いたします。



再エネ発電事業に関する説明会のご案内

問い合わせ先 wpd ジャパン(株) TEL 03-6384-5940

青森県自然・地域と再生エネルギーとの共生に関する条例および再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づき、再エネ発電事業者に関して、周辺地域の住民の皆様説明会を開催いたしますので、ご案内いたします。

【説明概要】

開催日時：①2026 年 7 月 30 日(木)18 時～19 時 30 分 開場受付時間 17 時 30 分

②2026 年 7 月 31 日(金)18 時～19 時 30 分 開場受付時間 17 時 30 分

開催場所：①今泉自治会 泉寿荘 中泊町大字今泉字布引 115 番 1

②薄市自治会 薄市福祉会館 中泊町大字薄市字玉清水 21 番地 62 の内

【事業概要】

事業名称：(仮称)中泊今泉薄市風力発電事業

発電事業者：代表者：wpd ジャパン株式会社内中泊今泉薄市風力発電合同会社

職務執行者 海野 俊幸

事業者連絡先：03-6384-5940

電源種：風力発電

事業の実施場所：中泊町今泉地区・薄市地区

設置場所の地域区分：保全地域（国有林区域、保安林区域、地域森林計画対象民有林、ふるさとの森と川と海保全地域）

出力規模：50,000kW 未満(風力発電機 4,000kW～6,100kW×8～12 基)

・工事開始予定時期：2032 年 4 月予定

・運転開始予定時期：2035 年 6 月予定

※ 本説明会は、青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例および再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づくものです。ご参加される方は、受付で、身分証明書（運転免許証等）を確認させていただきます。

また、出席者名簿と説明会の録音・録画を提出することが制度上求められているため、受付で出席者名簿に記名いただき、また、出席者のプライバシーに対して、最大限配慮して録音・録画をさせていただきます。

※意見交換会開催後 2 週間にわたり、意見および質問を受け付けする予定です。

※このご案内について、ご不明点がある方には、上記の【wpd ジャパン株式会社】までお問い合わせ下さい。

※説明会の内容は、各回とも同様の内容です。ご都合のよい会場をお選びいただきご参加いただけますようお願い申し上げます。

※事業者 HP https://www.wpd-japan.jp/eia_posts/中泊再エネ発電事業に関する説明会のご案内

中泊町奨学金返還支援事業のお知らせ

問 総合戦略課 GX推進係 内 2022

町では、奨学金を活用して大学や高校を卒業した人の奨学金返還を支援します。

《補助金の額》

町から認定を受けた後、返還した奨学金に対し、最大300万円を補助します。
ただし、一度の認定対象期間(3年間)に支払われる補助金額は最大100万円です。

- 認定期間中に返還した金額をもとに補助金額を計算します
- 1,000円未満は切り捨てて補助金額を計算します
- 認定期間終了後、次の3年間も認定を受けることができます
- 補助金は認定対象期間終了後に支払われます



《対象となる人》

次の1と2のどちらにも当てはまる人が対象です。

1. 認定を受ける年度の3月末時点で30歳未満の人で、認定期間中に町に定住しながら就業している人またはその配偶者
2. 令和6年4月1日以降に転入した人または、令和6年3月以降に大学、高校等を卒業した人

《申請方法》

右のQRコードからアクセスし、中泊町電子申請・届出システムで申請できます。



《補助金交付までの流れ》

【例：令和8年4月に申請を行い、認定を受けた場合】

(電子申請・届出システム)

令和8年4月	令和8年5月1日～ (認定開始)	令和11年4月 (認定終了)	令和11年5月～	令和14年5月～
認 定	最大100万円を補助！ 認定期間終了後、補助金支払		最大 100万円	最大 100万円
最大300万円!!				

青森県「あおもり若者定着奨学金返還支援制度」のお知らせ

問 青森県 若者定着還流促進課 ☎ 017-734-9174

～サポート企業・就職予定者の登録受付中～

県では若者の県内定着や移住の促進、産業分野の人材を確保するため、「あおもり若者定着奨学金返還支援制度」を実施しています。詳しくは青森県 若者定着還流促進課までお問い合わせください。

《補助金の額》

大学等：150万円、100万円、60万円 のいずれか

短大等：75万円、50万円、30万円 のいずれか

※支援上限額は対象企業が設定します。 ※認定時の返還残額の1/2が上限となります。

《対象となる人》

- 大学・短大等の卒業者で、就職時に35歳未満の方(出身地不問)
- 「日本学生支援機構」、「青森県育英奨学会」の奨学金利用者
- 青森県内で正規雇用されていない方
- 対象企業へ就職する方

※県外にお住まいの方が、年度中途に就職する場合も対象となります。

《対象となる企業》

県内企業または勤務地を県内に限定した採用を行う県外企業(法人、団体、個人事業主)であって、本制度に登録している企業等。「あおもり奨学金サポートサイト」で確認可能です。

《注意事項等》

- 就職予定者・企業ともに事前登録が必要です
- 他補助事業を活用する方は県へ事前に相談が必要です
- 補助金は認定を受け、3年勤務後と6年勤務後に支援額の1/2を支払います
- 本事業は町が実施する奨学金返還支援事業とは別の制度です

あおもり奨学金
サポートサイト
もチェック!!



「中泊町二十歳の成人式」を開催します

問 教育委員会 生涯学習係 内 1923

中泊町総合文化センター「パルナス」において、令和8年度「二十歳の成人式」を開催します。対象となる方は、人生の節目を祝うこの機会にぜひご参加ください。

《開催日時》

令和8年8月15日(土)

写真撮影：10:15～ / 式典：10:30～

《対象となる方》

- ・平成18年4月2日から平成19年4月1日生まれで、令和8年4月1日時点で中泊町に住所がある方
- ・上記期間に生まれ、町内の中学校を卒業された方

《開催通知》

6月中旬に対象者へ案内を郵送しました。転出などにより案内がお手元に届いていない場合は、中泊町ホームページをご確認いただくか、教育委員会までご連絡ください。

《出欠の報告》

令和8年7月31日(金)までに右のQRコードから報告



報告はこちらから▲ 町ホームページはこちらから▲

海水浴場でない場所で泳ぐのはやめましょう

問 青森海上保安部 交通課 ☎ 017-734-2422

海水浴場以外で泳ぐのはとても危険です。監視員やライフセーバーがいないため、事故が起きてもすぐに助けをもらうことができません。

海水浴に出かけるときは、市町村が開設している海水浴場をご利用ください。

市町村が開設した海水浴場には、監視員やライフセーバー、救命浮環などの救助機材が配備されていますので安心して海水浴を楽しむことができます。

※海の緊急ダイヤルは118番へまた、右のQRから、海上保安庁ウオーターセーフティガイド(遊泳編)もご確認ください。



西北五広域福祉事務組合 (森田学園)職員募集

問 西北五広域福祉事務組合事務局 ☎ 26-3100

令和9年4月1日採用の職員採用試験を次のとおり行います。詳細等については組合ホームページをご覧ください。

●募集職種 福祉職2名程度(障がい児支援)

●身 分 地方公務員(一部事務組合職員)

●受験資格

平成15年4月2日以降に生まれた方で、高等学校卒業又は、令和9年3月31日までに卒業見込みの方

●試験日 令和8年9月27日(日)

●試験内容

教養試験・適応性検査・論文試験・面接試験

●受付期間 7月17日(金)～9月7日(月)

お肉の生食・加熱不足による 食中毒に注意

問 青森県西北保健所 ☎ 34-2108

夏は温度・湿度が高く、食中毒の原因となる細菌が増えやすい時期です。特に肉には、腸管出血性大腸菌やカンピロバクターなどの細菌がついていることがあります。食中毒予防の3原則を守り、食中毒を予防しましょう。

《食中毒予防の3原則》

1. つけない

手指・調理器具はしっかり洗う

焼く前と焼いた後で、トングや箸を使い分ける

2. 増やさない

手早く調理し、完成後すぐ食べる

調理前の食材や調理後すぐ食べない食品は冷蔵保管し、長期保存はしない

3. やっつける

調理の際には、中心部までしっかり加熱する

調理器具は、こまめに洗浄・消毒する

子どもたちのけがの備えに

～夏休み前のいまこそ、交通災害共済に加入しましょう～

会費は年間350円
1日1円で備える

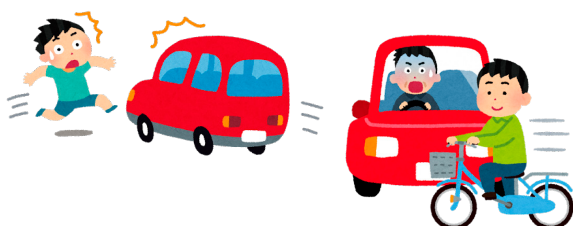


子どもたちが待ちに待った夏休みの到来！活発に遊びまわるこの時期は、
気をつけていても「事故の危険性」が高まります。

そんないまだからこそ、青森県交通災害共済に加入しましょう。

会費年間350円のお支払いで、日本全国どこで起きた交通事故でも対象
となり、災害の程度に応じて見舞金または弔慰金が支払われます。

【車との事故】



- 歩行中の自動車等との接触事故
- 自転車走行中の自動車等との接触事故

【自転車走行中の事故】



- 自転車で走行中の転倒や追突によるけが
- 自転車走行中に誤ってガードレールにぶつかって生じたけが

※見舞金請求の対象となるかは役場総務課までお尋ねください。

【加入のしかた】

役場総務課の窓口までお越しいただき、
会費おひとり350円をお支払いください。

【共済期間】

加入日から令和9年3月31日まで

【受取りに必要な書類はたったこれだけ】

- ①自動車安全運転センター発行の交通事故証明書
- ②医師の診断書または柔道整復師の施術証明書
(死亡したときは死体検案書または死亡診断書)
- ③会員証(共済加入時に発行)
- ④見舞金の振込が可能な金融機関の通帳

※加入日以前に発生した事故によるけがの
請求はできません。

【請求期間】

交通事故にあった日から1年以内に請求
(後遺障害が残った場合は2年以内)



等級	災害の程度	金額
1	死亡した場合	1,000,000円
2	自動車損害賠償保障法施行令別表第1に掲げる介護を要する後遺障害 及び別表第2の第1級から第3級に掲げる後遺障害の場合	500,000円
3	90日以上の治療を要した場合	70,000円
4	60日以上90日未満の治療を要した場合	50,000円
5	30日以上60日未満の治療を要した場合	40,000円
6	30日未満の治療を要した場合	30,000円
特例	交通事故証明書を提出できず、交通事故申立書で見舞金請求した場合	10,000円

例) 自転車で走行中に自転車同士でぶつかって転倒。7月25日から8月31日までの期間、計5回通院した。
⇒30日以上60日未満に該当。見舞金は40,000円

後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

問 青森県後期高齢者医療広域連合 ☎ 017-721-3821 (音声ガイダンス1番)

《令和8年度保険料について》

後期高齢者医療制度ではみなさんの納める保険料が大切な財源となります。令和8年度から、『子ども・子育て支援金制度』が創設されたことにより、保険料は、これまでの医療分に子ども・子育て支援納付金分(以下「子ども分」という。)を加え、被保険者一人ひとりについて計算され、所得に応じて負担する「所得割額」と被保険者が等しく負担する「均等割額」の合計となります。

医療分

均等割額
[被保険者全員が納める額]
50,500円

+

所得割額
[所得に応じて納める額]
基礎控除後の所得(※1)×9.0%

=

保険料
賦課限度額 850,000円

子ども分

均等割額
[被保険者全員が納める額]
1,300円

+

所得割額
[所得に応じて納める額]
基礎控除後の所得(※1)×0.2%

=

保険料
賦課限度額 21,000円

○令和8年度の保険料の額

お住まいの市町村から7月中にお届けする保険料額決定通知書でご確認ください。

※1 基礎控除後の所得とは、前年の総所得金額から基礎控除額(合計所得金額が2,400万円以下の場合43万円)を差し引いた額です。

《令和8年8月以降の医療機関等のかかり方について》

現在お手元にある資格確認書の有効期限は、令和8年7月31日となっております。令和8年8月以降は下表の方へ新たな資格確認書(ピンク色)又は資格情報のお知らせをお住まいの市町村から7月下旬にお届けします。

受診区分	84歳以下	85歳以上
次のいずれにも該当する方 ①令和7年5月から令和8年4月までの間、6回以上マイナ保険証で受診 ②令和8年2月から4月までの間、1回以上マイナ保険証で受診	資格情報のお知らせ (引き続き、マイナ保険証で受診してください。必要に応じて申請により資格確認書の交付も可能です。)	資格確認書
上記以外	資格確認書	資格確認書

○資格確認書が届いた方

8月1日からは新たな資格確認書で受診してください。

○資格情報のお知らせが届いた方

資格情報のお知らせは内容をよくご確認のうえ、大切に保管してください。

なお、マイナ保険証での受診が難しくなった場合は、資格確認書を交付いたしますので、市町村窓口申請してください。

《令和8年度保険料の軽減措置について》

◆所得が低い方の軽減

同一世帯内の被保険者及び世帯主の所得額の合計に応じて、均等割額の軽減が受けられます。令和8年度は次のとおりとなります。

医療分

世帯の所得額の合計	軽減割合	軽減後の均等割額
43万円+10万円×(年金・給与所得者の数(※2)－1)以下の場合	7.2割	14,140円／年額
43万円+(31万円×被保険者の数)+10万円×(給与所得者等の数(※2)－1)以下	5割	25,250円／年額
43万円+(57万円×被保険者の数)+10万円×(給与所得者等の数(※2)－1)以下	2割	40,400円／年額

子ども分

世帯の所得額の合計	軽減割合	軽減後の均等割額
43万円+10万円×(年金・給与所得者の数(※2)－1)以下の場合	7割	390円／年額
43万円+(31万円×被保険者の数)+10万円×(給与所得者等の数(※2)－1)以下	5割	650円／年額
43万円+(57万円×被保険者の数)+10万円×(給与所得者等の数(※2)－1)以下	2割	1,040円／年額

※2

年金・給与所得者の数とは、次のいずれかの条件を満たす者の合計数のことで、2人以上いる世帯に適用します。

- ・給与収入額が55万円を超えるもの
- ・公的年金収入が、65歳未満の場合は60万円を超える者、65歳以上の場合は125万円を超える者

◆被用者保険の被扶養者であった方の軽減

- ・均等割額が5割軽減されます。(資格取得後2年間)
- ・所得割額の負担はありません。

◎被用者保険とは、会社員等の被雇用者が加入する健康保険です。

◎世帯所得が低い方は、より高い均等割額の軽減(医療分7.2割、子ども分7割)が受けられます。

《保険料の減免等について》

災害、倒産、失業など特別な事情によって納付が困難な場合は、申請によって保険料の減免等が認められることがありますので、お住まいの市町村の徴収等担当窓口へお早めにご相談ください。

広告

(仮称) やまなみ風力発電事業 計画段階環境配慮書 縦覧のお知らせ

やまなみ風力合同会社が計画している「(仮称) やまなみ風力発電事業」について、環境影響評価法に基づき、「計画段階環境配慮書」を縦覧いたします。

1. 縦覧場所：中泊町役場 総合戦略課、小泊支所
2. 縦覧期間：令和8年7月31日(金)～8月31日(月)
3. 縦覧時間：上記期間中の午前9時から午後5時まで(土、日、祝祭日を除く)
4. 意見書受付期間：令和8年7月31日(金)～8月31日(月)
5. 意見提出方法：縦覧場所の意見書箱への投函、または郵送

お問合せ：やまなみ風力合同会社 電話：03-6452-9777 担当：新田

なんでも行政相談

日 時…7月24日(金) 午前9時～昼12時
場 所…役場相談室2
行政相談委員…太田 忠義、藪田 由比子

※行政相談は、住民から寄せられた苦情や意見・要望を、住民と関係行政機関との間に立って、公正・中立な立場から必要なあつせんを行い、その解決や実現の促進を図ります。
※中止の場合は町公式LINEで周知します。

心配ごと相談 主催 町社会福祉協議会

日 時…7月15日(水) 午前9時～昼12時
場 所…中泊町総合福祉健康センター 湯らぱーく
相談委員…秋田谷 徳美、葛西 成芳

《連絡先》
中泊町社会福祉協議会中里本所 電話 57-4841
小泊支所 電話 64-2905
受付時間 平日 9:00～16:00

国民健康保険についてのお知らせ

☎ 町民課 国保年金係 内 1316

《国民健康保険資格の一斉更新》

令和8年8月1日は国民健康保険資格の一斉更新日です。8月1日からお使いいただく新しい資格確認書または資格情報のお知らせは、7月下旬に町民課国保年金係から本人宛に郵送されます。

資格確認書は、「簡易書留」で郵送します。そのため、配達時に不在の場合は郵便局に留め置きとなり、ご自宅の郵便受けに「不在連絡票」が投函されます。

受け取りの際は郵便局にお問い合わせください。8月1日以降に受け取る際は、町民課国保年金係または小泊支所窓口までお越しください。8月1日以降に医療機関を受診される際は、マイナ保険証または資格確認書を提示してください。

有効期限が切れた保険証等は、8月1日以降にハサミを入れて破棄するか、町民課国保年金係または小泊支所窓口に返還してください。

※出稼ぎなどで現住所に長期間不在の場合は、郵便局で郵便物転送の手続きを行ってください。

- マイナ保険証をお持ちでない方：資格確認書が交付されます。
- マイナ保険証をお持ちの方：資格情報のお知らせが交付されます。
- マイナ保険証の利用が困難な方：障がいをお持ちの方や施設入所者など、マイナ保険証での受付が困難な方は、申請すれば資格確認書が交付されます。

《入院時の食事負担額変更について》

入院時の食事代は、診療や薬代などの費用とは別に、定額(標準負担額)を自己負担し、残りは国民健康保険が負担します。

食材費等の高騰を踏まえた見直しに伴い、令和8年6月1日から下表のように変更となりました。

○入院時の食事療養の標準負担額(患者負担分)

			1食あたりの負担額	
			5月31日以前	6月1日以降
一 般			510円	550円
住民税 非課税世帯	低所得Ⅱ		240円 (91日目以降190円)	270円 (91日目以降220円)
	低所得Ⅰ	70歳未満	240円 (91日目以降190円)	270円 (91日目以降220円)
		70歳～74歳	110円	130円
指定難病・小児慢性特定疾病の患者			300円	330円

(注1) オンライン資格確認を導入している医療機関等で受診する場合や、資格確認書で受診する場合は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示が必要です。

(注2) 90日を超える入院がある方は、長期入院該当の申請が必要です。

《高額療養費の自己負担額変更について》

医療費の自己負担限度額が高額になったときは、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。マイナ保険証を利用すれば、医療機関の窓口での支払いは限度額までとなります。

令和8年度診療報酬改定に伴い、厚生労働省の定める高額療養費制度の自己負担限度額が改定され、令和8年8月1日より適用されます。

○自己負担限度額(70歳未満)

区分		令和8年7月まで(改定前)	令和8年8月から(改定後)
ア	所得901万円超	252,600円 + (総医療費－842,000円) × 1% 〈多数回該当140,100円〉	270,300円 + (総医療費－901,000円) × 1% 〈多数回該当140,100円〉
イ	所得600万円超901万円以下	167,400円 + (総医療費－558,000円) × 1% 〈多数回該当93,000円〉	179,100円 + (総医療費－597,000円) × 1% 〈多数回該当93,000円〉
ウ	所得210万円超600万円以下	80,100円 + (総医療費－267,000円) × 1% 〈多数回該当44,400円〉	85,800円 + (総医療費－286,000円) × 1% 〈多数回該当44,400円〉
エ	所得210万円以下 (住民税非課税世帯除く)	57,600円 〈多数回該当44,400円〉	61,500円 〈多数回該当44,400円〉
オ	住民税 非課税世帯	35,400円 〈多数回該当24,600円〉	36,900円 〈多数回該当24,600円〉

※所得とは「基礎控除後の総所得金額等」のことです。所得の申告がない場合は、所得区分アとみなします。

※多数回該当とは、過去12か月以内に限度額を超えた支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額のことです。

○自己負担限度額(70歳以上)

区 分	令和8年7月まで(改定前)		令和8年8月から(改定後)	
	外来	外来+入院	外来	外来+入院
現役並み所得者Ⅲ (課税所得690万円以上)	252,600円 + (総医療費－842,000円) × 1% 〈多数回該当140,100円〉		270,300円 + (総医療費－901,000円) × 1% 〈多数回該当140,100円〉	
現役並み所得者Ⅱ (課税所得380万円以上)	167,400円 + (総医療費－558,000円) × 1% 〈多数回該当93,000円〉		179,100円 + (総医療費－597,000円) × 1% 〈多数回該当93,000円〉	
現役並み所得者Ⅰ (課税所得145万円以上)	80,100円 + (総医療費－267,000円) × 1% 〈多数回該当44,400円〉		85,800円 + (総医療費－286,000円) × 1% 〈多数回該当44,400円〉	
一般 (課税所得145万円未満)	18,000円	57,600円 〈多44,400円〉	22,000円	61,500円 〈多44,400円〉
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	11,000円	25,700円 〈多24,600円〉
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円	8,000円	15,700円

※75歳到達月は、国保と後期高齢者医療制度の限度額がそれぞれ2分の1になります。

※多数回該当とは、過去12か月以内に限度額を超えた支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額のことです。

外来(個人単位)の限度額を超えた支給は回数を含みません。

10月1日から国民年金育児免除制度が始まります！

問 町民課 国保年金係 内 1316

令和6年6月12日に「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)」が公布されました。この法律により国民年金法が改正され、令和8年10月1日に国民年金育児免除制度が創設されますので、制度の概要について説明します。

《制度の概要(国民年金法第88条の3)》

- 子を養育する国民年金第1号被保険者について、その子が1歳になるまでの期間に係る国民年金保険料の納付が免除される制度です。
- 子を育てている方(実父母・養父母)は、申請することで、所得に関係なく国民年金保険料の納付が免除されます。
- 納付が免除された期間は、保険料を納付したものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

《対象となる方》

- 1歳になるまでの子(※)を養育する国民年金第1号被保険者の実父母・養父母が対象です。(令和7年11月生まれのお子様から対象になります。)
- 子を養育する要件として以下のすべてを満たしている必要があります。
 - ①子と身分(親子)関係が継続していること
 - ②子と同一住所であること(所得要件はありません)
 ※法律上の親子関係がある子(実子及び養子)に加えて、特別養子縁組の監護期間にある子及び養子縁組里親に委託している要保護児童も該当します。

《育児免除制度に係る手続き》

- 育児免除の要件に該当する方は、令和8年10月以降に「国民年金 育児免除該当・終了届」を市区町村または年金事務所に提出します。(電子申請も可能)
- ※手続きの詳細については、厚生労働省から取扱いが示され次第、改めてお伝えします。

《育児免除制度のメリット》

- 育児期間免除として「保険料の納付が免除された期間」は、保険料を納付したものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。
- 第1号被保険者であれば、夫婦ともに育児免除制度の対象です。
- すでに保険料を納付している期間や、国民年金保険料免除・納付猶予、学生納付特例が承認されている期間についても、届出することで育児免除期間として取り扱われます。保険料を納付している期間の保険料は、充当または還付します。
- 育児免除期間中も付加保険料(月額400円)を納付することができます。

固定資産税及び国民健康保険税の納期限について

問 税務会計課 庶務徴収第一係 内 1215・1216

7月31日(金)は、固定資産税第2期と国民健康保険税第1期の納期限です。忘れずに納めましょう。

※口座振替をされている人の引き落とし日は、7月27日(月)です。残高をご確認ください。

※町税の納付は、便利で安心確実な口座振替をご利用ください。

また、納付書に記載しているeL-QRから地方税お支払いサイトでも納付ができます。詳しくは、下記QRコードでご確認ください。



知事と対話「#あおばな」実施団体募集

問 青森県総務部広報広聴課 内 017-734-9138

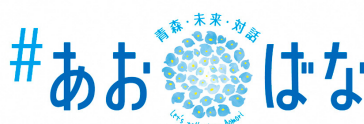
宮下知事が出向いて県民の皆さまの声をお聴きする、県民対話集会「#あおばな」の実施団体を募集します。

募集期間：令和8年8月17日(月)

～8月31日(月)まで

実施期間：令和8年10月13日(火)～12月20日(日)

応募方法：専用応募フォームから申込



上下水道課から検針日変更のお知らせ

問 上下水道課 内 1918・1919・1920

《変更の目的》

検針員の労働環境改善のため、8月から検針日を変更します。25日の口座引落しに変更はありません。
 現行の検針地区及び検針日(検針時間：8時15分～17時まで)

	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日
1	長泥 竹田	富野 豊島	芦野 田茂木	上豊岡 下豊岡 福浦					
2	派立下	尾別 上高根	向町上 向町下	派立中					
3 及び 4	八幡 大沢内	五林 深郷田上 深郷田下	宮川 宮野沢	派立上					
5	上町 浜町	派立 入舟	新町1、2 若葉町 折腰内	花丘町 温泉町		若宮 下高根	薄市上	薄市下	今泉上 今泉下
6		下前上	下前中	下前浜 折戸					



変更後の検針地区及び検針日(検針時間：6時から18時まで)

	4日～11日								12日	13日	
1	長泥 福浦	竹田	富野	豊島	芦野	田茂木	上豊岡	下豊岡			
2	派立中	派立下	向町上	向町下	尾別	上高根					
3	4日～9日										
	派立上 大沢内	五林 八幡	宮川 大沢内	宮野沢	深郷田上	深郷田下					
4						9日～13日					
						若宮 今泉上	下高根	薄市上	薄市下	今泉下	
5	4日～11日										
	上町 温泉町	浜町	派立	入舟	新町 1、2	若葉町	折腰内	花丘町			
6	下前上	下前中	下前浜	折戸							

町民の皆様には、主旨をご理解いただき、ご協力いただきますようお願いいたします。

メバル刺網漁に向けた港の清掃活動

問 水産商工観光課 水産係 内 1612

今年も6月1日(月)から解禁されたメバル刺網漁に先駆け、毎年恒例の清掃活動が小泊漁港と下前漁港で行われました。

まず、5月16日(土)に「下前漁協婦人部」により、下前漁港の清掃活動が行われ、5月27日(水)には、小泊漁協や地元の漁師、企業等により構成される「小泊清港会」による小泊漁港の清掃活動が行われました。

港内のごみは回収され、夜の港が活気づくメバル刺網漁に向けた準備が整いました。



令和8年度介護保険料に関するお知らせ

問 福祉課 介護保険係 内 1513

《介護保険料における所得要件の一部改正》

令和8年4月からの年金支給額の改正を踏まえ、老齢基礎年金受給者の保険料負担に影響が出ないよう、令和8年度介護保険料の所得要件の一部が、次のように改正されました。

【令和7年度からの改正内容】

令和7年度：本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万9,000円以下の者 から、
令和8年度：本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が82万6,500円以下の者 に改正。

●所得段階別の保険料年額(令和8年度)

所得段階	対 象 者	保険料年額	
		保険料率	保険料
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が住民税非課税の老齢福祉年金受給者	基準額 ×0.285	24,624円
	世帯全員が住民税非課税かつ本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が82万6,500円以下の者		
第2段階	世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入等82万6,500円超120万円以下の者	基準額×0.485	41,904円
第3段階	世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入等120万円を超える者	基準額×0.685	59,184円
第4段階	本人が住民税非課税だが世帯の中に住民税課税者がおりかつ本人年金収入等82万6,500円以下の者	基準額×0.9	77,760円
第5段階	本人が住民税非課税だが世帯の中に住民税課税者がおりかつ本人年金収入等82万6,500円を超える者	基準額	86,400円
第6段階	本人が住民税課税かつ合計所得金額が120万円未満の者	基準額×1.2	103,680円
第7段階	本人が住民税課税かつ合計所得金額が120万円以上210万円未満の者	基準額×1.3	112,320円
第8段階	本人が住民税課税かつ合計所得金額が210万円以上320万円未満の者	基準額×1.5	129,600円
第9段階	本人が住民税課税かつ合計所得金額が320万円以上420万円未満の者	基準額×1.7	146,880円
第10段階	本人が住民税課税かつ合計所得金額が420万円以上520万円未満の者	基準額×1.9	164,160円
第11段階	本人が住民税課税かつ合計所得金額が520万円以上620万円未満の者	基準額×2.1	181,440円
第12段階	本人が住民税課税かつ合計所得金額が620万円以上720万円未満の者	基準額×2.3	198,720円
第13段階	本人が住民税課税かつ合計所得金額が720万円以上の者	基準額×2.4	207,360円

※第1段階～第3段階は、低所得者保険料軽減措置適用後の保険料です。

《令和8年度介護保険料の特例措置について》

問 福祉課 介護保険係 内 1513

令和7年度の税制改正で、令和7年中の給与所得控除の最低保障控除額が55万円から65万円に引き上げられます。

一方で介護保険制度は3年周期で介護保険料収入を見込んで、介護保険事業を運営しています。

介護保険料は住民税の課税状況や合計所得金額などを算定基準としていますので、国では介護保険施行令の規定を、税制改正の影響を受けないよう改正しました。

この改正により、令和8年度介護保険料の算定に限り、給与収入が190万円未満の方は税制改正前の控除額に調整をして計算を行います。また、世帯員の課税状況についても同様に調整して判定します。

税制改正の影響により令和8年度の住民税が非課税となった場合でも、介護保険料の所得段階では「課税」と判定されることがあります。

介護保険制度を持続していくための措置となりますので、ご理解をお願いします。

●給与所得控除の改正内容

給与と収入	給与と所得控除	
	改正前	改正後
162万 5 千円以下	55万円	65万円
162万 5 千円超 180万円以下	収入金額×40%－10万円	
180万円超 190万円以下	収入金額×30%＋8万円	
190万円超	改正なし	

※介護保険料の算定は、給与所得控除を55万円として計算するため、町民税の課税・非課税と一致しない場合があります。

令和8年度の介護保険料は、7月に通知書が送付されますので、そちらをご覧ください。年間の保険料や納付方法を確認して下さい。



従業員個人の住民税は「特別徴収」が原則です！

問 税務会計課 課税第一係 内 1212

個人住民税の特別徴収とは所得税の源泉徴収と同様に、事業主が従業員に代わり、毎月支払う給与から個人住民税の税額を引いて(給与天引き)、納入していただく制度です。

所得税の源泉徴収義務がある事業主の方は、地方税法や町の条例により、個人住民税の特別徴収義務者として指定されています。

前年中に給与の支払いを受け、かつ当年の4月1日時点で給与の支払いを受けている従業員(短期雇用者、アルバイト、パート、役員等全て含む)が対象となり、普通徴収に比べて①従業員が個々に納付する手間が省ける、②納め忘れがない、③1回当たりの納付額の負担が少ない、など従業員にとっても大変便利な制度です。

中泊町社会福祉協議会法律相談の開設のお知らせ

問 中泊町社会福祉協議会 ☎ 中里本所 57-4841 小泊支所 64-2905

中泊町社会福祉協議会では、相談料無料の法律相談を開催します。借金・離婚・相続・労働問題などあらゆる法律相談に応じます。相談内容は秘密保持いたしますので、お気軽においでください。

《法律相談》

【日 時】 令和8年8月7日(金) 午前9時から昼12時まで

【場 所】 中泊町総合文化センター「パルナス」

【相談員】 坂田綜合法律事務所 弁護士 坂田 勝幸 氏

【定 員】 6名までの予約制です。事前に電話で予約してください。

【予約締切り日】 令和8年8月3日(月) ※定員に達し次第、締め切りいたします。

8月(お盆期間)の可燃ごみ収集のお知らせ

問 環境整備課 衛生係 内 1913

毎年8月はお盆や帰省などで、可燃(燃やせる)ごみの増加が見込まれるため、8月3日(月)～13日(木)までの期間、中里地域の可燃ごみ収集を週2回行います。
収集日程は次のとおりです。

ごみの種類	従来の収集日	8月3日～13日	収集地区名
可燃ごみ	月曜日	月曜日 と 水曜日	派立上・中・下、もみじ団地、五林、宮川、 中里バイパス、宮野沢、さわやか団地
	水曜日		竹田、豊島、富野、芦野、上・下豊岡、 福浦、田茂木、長泥
	火曜日	火曜日 と 木曜日	向町上・下、深郷田上・下、八幡、 八幡団地、大沢内、二タ見
	木曜日		若宮、尾別、上・下高根、薄市上・下、 今泉上・下

●3つの「きる」のお願い

家庭における可燃ごみの約5割が生ごみです。その2割～3割が食べ残しなどの食品ロスとなっています。ごみの減量化に向け、『食材を使いきる』、『料理を食べきる』、『生ごみの水気をきる』よう取組にご協力をお願いします。

●燃やせるごみ・燃やせないごみの出し方

- ・決められた収集日の朝6時から8時までに出示しましょう。
- ・決められた場所以外や・収集日以外にごみを絶対に出さないでください。
- ・ナフサ不足の影響により、当面は指定ごみ袋以外の「透明」・「半透明」の袋も使用できます。
- ・ごみを入れる袋には、必ず町内名と氏名を書いて出してください。記入のないごみ袋は収集されません。また、ダンボール等を使用したごみも収集されません。
- ・ごみが散乱しないようネットや布などで十分な対策をしてください。
- ・混合されたごみ袋は収集されません。



●資源原料への取組

缶類、びん類、ペットボトル類、白色トレイ、その他のプラスチック類、発泡スチロール、新聞・チラシ、雑誌・雑紙、ダンボール、紙パック、衣類、小型家電は貴重な資源に生まれ変わります。
リデュース(ごみの量を減らす)・リユース(繰り返し使う)・リサイクル(使った物を資源として再利用する)の3Rに対する関心を高めましょう。

●ストックヤードの使い方について

町内にあるストックヤードに、燃えるごみや、燃えないごみ、家電製品などを置いて行く人がおり困っています。このような物を置かれた場合、悪臭などの要因となりますので、適正な処理をするようお願いいたします。
ごみの出し方や分別等の詳細は、『中泊町家庭用ごみ分けガイド』または町ホームページ内にある便利なサービス『ごみ出し分別検索』を確認して下さい。

【ごみの出し方で熊対策!!】

問 環境整備課 衛生係 内 1913

《ごみ出しルールの徹底をお願いします!》

～熊を引き寄せないために～

熊は嗅覚が非常に発達しているので、ごみの味を覚えると繰り返し出没する習性があります。

家庭ごみや農作物などの残渣の放置が原因となることが多いので、ごみ出しルールの徹底が地域の安全を守ることにあります。

①ごみ出し時間を守りましょう!

- ・必ず、当日の朝6時～8時までに出示してください。
- ・収集日の前日、夜間などには絶対に出さないでください。

②生ごみを出すときは特に注意しましょう!

- ・生ごみは、袋をしっかりと密封してニオイが漏れないようにしてください。



熊は早朝や夜間に活発に行動するため、熊を引き寄せないよう皆様のご理解ご協力をお願いします。

温泉町に新たに兼任集落支援員が配置されました

問 総合戦略課 企画係 内 2023

6月18日(木)温泉町の住民により、温泉町「助け合いの会」設立総会が開催されました。総会では「助け合いの会」の規約の制定、役員の選任が行われました。

また、兼任集落支援員として成田公平さんが選ばれました。7月1日から温泉町でも兼任集落支援員活動に取り組むこととなります。

これで兼任集落支援員設置地区数は、町内41地区中の34地区となります。



令和8年度中泊町国民健康保険税の税率について

問 税務会計課 課税第一係 内 1214

令和8年度の中泊町国民健康保険税は次のとおり改正されました。

	所得割	平等割	均等割	18歳以上均等割	
				18歳未満	18歳以上
医療分	8.50%	0円	9,900円		
後期支援分	2.75%	0円	4,800円		
介護分	2.49%	0円	6,000円		
子ども・子育て支援金分	0.30%	875円	1,349円	0円	69円

※令和8年度から子ども・子育て支援金分が新設されました。

18歳以上均等割：子供がいる世帯の負担が増えないように、18歳未満被保険者の均等割総額を18歳以上被保険者で負担します。詳細は中泊町ホームページをご覧ください。

■課税限度額の引き上げ

令和8年度税制改正の大綱により、課税限度額について、医療分が67万円、後期支援分が26万円、介護分が17万円、子ども・子育て支援金分が3万円の計113万円に引き上げされました。

また、軽減判定所得にも変更がありました。